

後援名義使用について

後援とは、団体が主催する事業、例えば講演会、展覧会、演奏会、協議会、講習会などが、広く市民のためになり、中立性・公正性・公平性が確保されると認められるものについて、教育委員会が主旨に賛同し名義の使用を承諾することです。

そのため、後援名義の申請にあたっては内容の適否だけではなく、広く一般市民に周知され鎌倉市民をはじめ誰もが参加できる事業かどうか問われることとなります。特定の宗教・政党を支持するもの、また営利目的と思われるもの、特定の会員を対象とするもの、本市の行政運営に関する方針に反するものについては受付できません。また、申請の段階で事業の内容が確定しており、基本的に開催する会場が確保されていなければなりません。

【後援名義使用承認申請に必要な書類】

- 1 教育委員会後援名義使用承認申請書（鎌倉市の後援名義申請とは異なります）
- 2 今回行う事業内容を明らかにしたもの。
 - ①事業計画書
* 市民への周知方法、市民の参加方法についても明記してください。
 - ②予定プログラム、ちらし等（案）
* 定例行事の場合は、参考として前回開催した行事のプログラムでも可。
 - ③講演会については講演内容又は講演骨子が把握できるもの(当日配布資料等)
- 3 入場料・参加料・資料代を参加者から徴収する場合は、収支予算書(書式あり)。
予算書は営利目的の事業であるかの判断資料としています。そのため「収入－支出」がゼロとなっているかが判断基準となります。
チャリティー事業の場合は、予定している寄付先を明記してください。なお、事業終了後は、寄付先から証明する領収書等のコピーを提出してください。
- 4 団体の活動目的・活動内容がわかるもの。
 - ①定款、規約等
 - ②役員名簿
 - ③活動実績書(書式あり)
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類
催し物開催資料（書式あり）、後援名義使用承認申請に係る確認書（書式あり） 等

※ 上記書類が必要です。揃っていない場合は後援名義の申請書は受理できません。
ただし、教育長が認めたときは当該添付すべき書類の一部を省略することができます。（同一年度内に承認を受けている団体で、団体規約等同一の書類を提出する場合は省略することができます。）

【承認通知について】

承認通知は、文書で代表者又は事務連絡先となっている人宛に申請書を受理してから原則として30日以内に郵送します。

【遵守事項】

後援名義の使用承認を受けた団体は、次の事項を遵守してください。

- 1 解散し、合併し、若しくは名称を変更し、又は対象事業を中止したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。
- 2 対象事業の内容を変更するときは、速やかに教育委員会に届け出て、その承認を得ること。
- 3 対象事業が終了したときは、速やかに結果報告書及び収支決算書を教育委員会に提出すること。

【事業結果報告について】

承認通知書の郵送の際、大会(事業)等結果報告書を同封しますので、事業終了後はすみやかに提出して下さい。収支予算書を提出した事業については収支決算書(書式あり)も同時に提出してください。また、当日配布した資料等がある場合は資料等を報告書に添付して下さい。

【承認の基準】

- 団体について
- 設立の目的が市民の教育、学術、文化、体育等の向上発展又は青少年の健全育成に寄与すると認められるもので、公益に反しないこと。
 - 政治団体又は宗教団体でないこと。
 - 堅実な活動実績を有すること等により、後援名義の使用承認となる事業(以下対象事業という)の遂行能力があると認められること。
 - 役員その他の責任者が明らかであること。

- 事業について
- 市民の教育、学術、文化、体育等の向上発展又は青少年の健全育成に寄与すると認められるもので、公益に反しないこと。
 - 教委委員会の中立性・公平性・公正性を損なうおそれがないこと。
 - 主たる会場が鎌倉市の区域又はこれに隣接する区域(横浜市、藤沢市、逗子市)であること(本市の施策の推進上特に有益であると認められる場合を除く)。
 - 営利を目的としないこと。
 - 会員の勧誘を目的としないこと。
 - 一般の参加者を制限し、又は排除しないこと。
 - 特定の政治又は宗教の問題とかかわりがないこと。
 - 本市の行政運営に関する方針に反する事業でないこと
 - 参加者の安全、ごみ、交通、駐車用等について必要な対策がとられていること。
 - 必要な官公署への届出等の手続きがとられていること。

【承認の取消しについて】

後援名義の使用承認を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、後援名義の使用承認を取り消す場合があります。取消しとなった場合は、その団体に対して、3年間は後援名義の使用承認はできませんのでご注意ください。

- 1 解散したとき。
- 2 対象事業を中止したとき。
- 3 申請内容に虚偽があったとき又は正当な理由なく申請内容と異なった事業を実施したとき。
- 4 この基準に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は法令及び遵守事項に反したとき。
- 5 対象事業の運営に際し教育委員会の不名誉となる行為が認められたとき。

【広報掲載について】

「広報かまくら」への掲載については担当者に相談して下さい。

なお、広報かまくらに掲載希望の場合は、掲載を希望する号の45日前までに後援名義使用の承認申請を行ってください。

例：12月1日号に掲載を希望する場合→10月15日までに申請

※広報紙面の都合上、掲載できない場合もあります。また、同一団体が行う掲載依頼は年度内で5回までとなります。